

請願第1号

精神障害者医療費助成制度の適用対象に関する請願について

別紙のとおり提出する。

平成27年3月2日提出

天理市議会議長 大橋 基之 様

請願者 奈良県天理市前栽町310-2

精神障害者の福祉医療を実現する奈良県会議 天理支部

精神障害者家族会 天理こころの会 会長 藤善瑞子

紹介議員 三 橋 保 長

紹介議員 堀 田 佳 照

紹介議員 川 口 延 良

紹介議員 飯 田 和 男

紹介議員 廣 井 洋 司

紹介議員 荻 原 文 明

紹介議員 前 島 敏 男

紹介議員 菅 野 豊 盛

紹介議員 市 本 貴 志

紹介議員 加 藤 嘉久次

紹介議員 佐々岡 典 雅

紹介議員 東 田 匡 弘

紹介議員 中 西 一 喜

紹介議員 寺 井 正 則

紹介議員 山 本 治 夫

紹介議員 岡 部 哲 雄

紹介議員 今 西 康 世

請 願 書

1. 件 名

精神障害者医療費助成制度の適用対象に関する請願書について

2. 要 旨

天理市の精神障害者保健福祉手帳 1 級および 2 級所持者に対して、精神障害者医療費助成制度の適用を早急に実施して下さい。

3. 理 由

① 精神障害者の低就労率、低所得の生活実態と医療費の必要性

- i) 一昨年県が実施した精神障害者の暮らしや受診状況の実態等に関する調査では、所得に関して、年収 100 万円以下の低所得者が 61%を占めることが明らかになりました（平均年収 95 万円）。また、収入のほとんどは年金、生活保護などで、生活費を高齢の家族へ依存している実態も読み取れます。
- ii) 当団体が実施した県内アンケート調査では、精神障害者の「一般就労」率は 1 級 2.6%, 2 級 5.0%, 3 級 15.5%で、その他調査における身体、知的障害者と比較しても、精神障害者の就労率は桁違いに低い状況です。
- iii) 精神障害者の多くは長期にわたる治療が必要であり、薬の副作用や生活習慣による身体疾患、病状変化に伴う入院など、医療機関との係わりを断ち切れません。困窮した生活実態の中で医療費の 3 割負担はあまりにも苛酷です。安心して医療を受けることができる環境を作ることが、病状が悪化するのを防ぐことにつながります。

② 精神障害者保健福祉手帳の等級の考え方について

等級判定の現況は地域間、審査機関間で大きな差異が見られ、判定の基準が不明確で問題であることは平成 17 年に全国精神保健福祉センター長会でも指摘され、その後、改善はみられません。都道府県により大きな差異がある精神障害者保健福祉手帳の判定基準は、制度を作る際の基準にはなりえないため、奈良県は困窮度を重要視して、多くの精神障害者が適用対象となり制度が利用できるように、2 級までを適用対象としました。

③ 当会における運動の経緯から

2012 年 9 月より、精神障害者にのみ適用されていない障害者の福祉医療制度について、実施を求める要望活動を続けてきました。その過程で、市町村の皆様からは厳しい生活実態についてご理解を得ることができ、市長会、町村会を通じて県に要望が挙げられました。また、各種実態調査により精神障害者の困窮した生活状況が明らかになったことから、県議会において全会一致で請願が採択され、2014 年 10 月から 27 の全町村及び県において精神障害者保健福祉手帳 2 級までを適用対象とした精神障害者医療費助成制度が実施されました。しかし、県内 12 市においてははまだ制度実施がなされておられません。

上記理由から、適用対象を 1 級のみ（10%強）に限定はすることは受け入れられません。天理市においても、精神障害者保健福祉手帳 1 級及び 2 級所持者に福祉医療制度を早急に実施されるよう請願します。